

普遍的指令が「適切に」機能するためには何が必要か

What are Necessary for 'Happy' Functioning of Universal Prescriptions?

駒田珠希

Abstract

In this paper I propose the things which are necessary for performing universal prescription 'happily' within Prescriptivism on the basis of Austin's theory of speech act. According to Hare's Prescriptivism, moral statements have two meanings; *descriptive meaning* and *evaluative meaning*. The latter constitutes a prescription, which is a form of illocutionary act; i.e. in saying that 'x is good' one prescribes x. There are three distinctive features of universal prescriptions that distinguish them from mere prescriptions: *universalizability*, *motivational internalism*, and *moral principles*.

Austin proposed the things which are necessary for the 'happy' functioning of performatives. While Austin's original proposal explains mere prescriptions, it does not explain universal prescriptions which exhibit the three distinct features above. This paper solves this problem by proposing the things which are necessary for 'happy' functioning of universal prescriptions.

(1) 研究テーマ

本研究では、Austin(1962)による言語行為論の議論を援用することで、道徳的発話を普遍的指令であると主張する指令主義において、普遍的指令が適切に遂行されるために必要なこと (the things which are necessary for 'happy' functioning of universal prescriptions) がどのようなものであるか検討する。

(2) 研究の背景・先行研究

指令主義とは、道徳文は記述的要素の他に指令的要素を持つとするメタ倫理学上の立場である。この立場によれば、道徳文は「記述的意味 *descriptive meaning*」と「評価的意味 *evaluative meaning*」の二つの意味を持つ。前者は、事実に関する記述的な情報を伝え、後者は、記述的意味によって記述された対象や性質についての指令である。指令主義を提唱した Hare の初期著作 *The Language of Morals* (1961)においては、彼は評価的意味を言語行為

として明示的に述べてはいない。しかし、彼は後に、評価的意味である指令が言語行為であることを認め、さらに、指令主義の先駆けとなった Stevenson の情動主義理論における情動的意味が発語媒介行為であるのに対し、自身の理論における評価的意味は発語内行為であると述べる¹。

言語行為論の提唱者である Austin(1962)によれば、真偽はある言明を評価する際の尺度の一つに過ぎず、特権的なものではない。彼は、言明を正確に評価するためには真偽のみを重視するのではなく、全体的な発話状況をも踏まえた「適切性」の尺度も必要であると述べている²。従って、道徳的発話を指令という言語行為として捉える指令主義において道徳的言明を評価するためには、少なくともその文の発話において遂行される指令という言語行為が適切に遂行されることが必要であるといえる。

Austin は、言語行為が「円滑に、あるいは『適切に』機能するために必要なことから(Austin 1962, p.14=2021, p.35)」として、以下に挙げる(A.1)から(Γ.2)までの六つを提示している。これらに違反した場合、その言語行為は違反したことがらに応じて異なる仕方で不適切なものとなる。ただし、すべての言語行為がすべての形式の不適切さに陥るわけではない³。

言語行為を適切に遂行するために必要な条件：

(A.1)一定の慣習的効果をもつ、受け入れられた慣習の手順が存在していなければならない、その手順は一定の状況において一定の人物による一定の言葉の発話を含んでいる必要があり、そしてさらに、

(A.2)そのケースにおける特定の人物や状況が、呼び起こされた特定の手順の発動にとって適切なものでなければならない。

(B.1)手順は、すべての参加者によって、正確に、かつ

(B.2)完全に実行されなければならない。

(Γ.1)よくあるように、その手順が一定の思考や感情をもつ人物によって行われるようになっている場合、また参加者の誰かの側で一定の後続的なふるまいが開始されるようになっている場合、参加して手順を発動する人物は実際にそうした思考や感情をもっていなければならない、また〔他の〕参加者たちも自身そのようにふるまうことを意図しなければならない、さらに

(Γ.2)引き続き実際にそのようにふるまわなければならない。

(Austin 1962, pp.14-5=2021,pp.35-6)

(A.1)への違反の事例として、次のようなケースが挙げられる。すなわち、キリスト教国に住む両者ともキリスト教徒の夫妻において、夫から妻に向けられた「私は君を離縁にする」のケースである。この場合、離婚を認めないというキリスト教の規範に鑑みると、キリスト教徒による離縁の慣習的手順は存在しえないため、この夫によって発せられた「君を離縁する」の発話を実際に離縁を完遂することはない。

(A.2)への違反の事例として、次のようなケースが挙げられる。すなわち、命名権がない人物が、船首にぶら下がる瓶をたたき割って「私は本船を『ミスタ・スターリン号』と命名する」と宣言するケースである。この場合、船の命名手順は存在し、遂行されてはいるが、行為者に命名権がないため、話者が自称したようには適用できない。

(B.1)への違反の事例として、次のようなものがある。すなわち、家を二つ持っている話者によって言われた「私の家」という語を含む文は、「私の家」という語がどの対象（どちらの家）を指示しているのかが明確でないため、漠然としていて不確定な指示の使用、つまり正確さに欠ける場合となる。

(B.2)への違反の事例として、次のようなケースが挙げられる。すなわち、話者が「私はあなたと6ペンスの賭けをする」と言っても、相手が「よし、乗った」と応じなければ「賭ける」という行為は実行されない場合である。

(Γ.1)への違反の事例として、次のようなケースが挙げられる。すなわち、「約束する」と言いながら約束を果たす意図がない場合である。

(Γ.2)への違反の事例として、次のようなケースが挙げられる。すなわち、「歓迎いたします」と言った後に相手をぞんざいに扱う場合が挙げられる。

Austinは、以上の(A.1)から(Γ.2)がすべての言語行為の適切さを規定するものではないと述べる一方、「非常に多くの倫理的行為は、全体として、あるいは部分的に、慣習的もしくは儀式的な性格を一般にもっており、それゆえとりわけ不適切さへの危険にさらされているのである」と述べる⁴。それでは、道徳的発話を普遍的指令という言語行為であるとする指令主義において、普遍的指令を適切に遂行するためにはどのようなことが必要だろうか。指令主義における指令を発語内行為として扱うことは一般的である⁵ものの、それが適切に遂行されるために何が必要であるかについては明確に示されていない。本稿では、発語内行為としての普遍的指令が適切に遂行されるために必要なことを、Austinの言語行為論の議論を援用しつつ再構成することを目標とする。

(3) 筆者の主張

道徳的発話の評価的意味が発語内行為としての指令を適切に遂行するためには、道徳的発話もまた、一定の基準を満たす必要があることになる。単なる指令であれば、Austin の挙げている条件で十分かもしれない。しかし、指令主義における道徳的発話は、単なる指令と区別される重要な特徴として、次の三つの特徴を持っている。一つ目は普遍化可能性である。これは、ある記述的性質 p を持つもの x に対して「 x はよい」と判断を下した場合、その発話後は、 x と同様の記述的性質 p を持つ全てのものに対して「よい」と判断するように拘束される、という原理である⁶。二つ目は、動機付けの内在主義である⁷。これは、道徳判断と行為の動機付けの間に必然的な関係がある、つまり道徳判断を下したならば、当該の行為を導くように動機づけられると考える立場である。三つ目は、道徳判断は「道徳原理 moral principles」を参照して下される⁸、というものである。この道徳原理とは、人々によって設立されたものではあるが、修正と継承を繰り返すことで歴史的・文化的に確固たる地盤をもつという意味での客観性を有する原理である⁹。

以上の特徴をもつ普遍的指令を適切に遂行するために必要なことを検討するにあたり、Austin の議論を援用する。以降では、普遍的指令を適切に遂行するために必要であると考えられることとそれぞれに違反した際の不適切な事例を挙げる。

普遍的指令を適切に遂行するために必要な条件：

(A.1)*：発話された判断は一般に受け入れられている道徳原理に含まれる必要がある。

(A.2)*：下された判断は、首尾一貫した判断者によって下される必要がある。

(B.1)*：道徳言明の記述的意味が正確である必要がある。

(B.2)*：なし

(Γ.1)*：一定の思考や感情を持った判断者によって、真剣に下された判断である必要がある。

(Γ.2)*：発話された判断は、発話者の後続行為を拘束する必要がある。

(A.1) は手順の存在・非存在に関する条件である。Austin はこの条件における不適切な例としてキリスト教徒による「離縁する」という発話を挙げている。これは普遍的指令の遂行においては、次のように言うことができる。すなわち、受け入れられた道徳原理には「盗みをすべきだ」という普遍的指令を与える手順は存在しない。そのため、「盗みをすべきだ」という発話は普遍的指令になりえない。

(A.2)は、手順が自称されたように適用できるか否かに関する条件である。Austinはこの条件に違反する例として、命名権のない人物による命名行為を挙げていた。指令主義においてこれと対応する不適切さは次のようなものとなる。すなわち、首尾一貫しない人物や移り気な判断を下す人物は、Austinの例における命名するのに適当でない人物と同様で、普遍的指令を与える人物として適当でない。指令主義において、ある状況に置かれている人物Aに対して「嘘をつくべきでない」と言い、それと同様の状況に置かれている人物Bに対しては「嘘をつくべきだ」と言う人物は、「べき」という語の意味を理解していないと見なされる¹⁰。そのため、このような人物による普遍的指令の手順は、話者が自称したようには適用できない。普遍的指令を与えるには、「よい」や「べき」の語の意味を理解しており、首尾一貫した判断を下せる状態にある人物による発話である必要がある。

(B.1)は手順の正確さに関する条件である。Austinの例では、複数の家を所有する人物による「私の家」という語の発話は、その語の指示対象が曖昧であるため不正確であるというものが挙げられていた。普遍的指令の場合、これは次のようになる。すなわち、道徳言明の持つ記述的意味が曖昧である場合、その道徳的発話は適切に普遍的指令を遂行できないというものである。募金をしていることを理由にある人物を「彼はよい人だ」と言う際、この発話は記述的意味として「募金をすること」をもつため、募金を指令していることが明らかである。しかし、何を理由に「彼はよい人だ」と言っているのか明らかでないとき、つまり、その言明の記述的意味が不明確であるとき、その言明の発話は何を指令しているのか明らかではないため、指令として正確ではない¹¹。

(B.2)は手順の完全さに関する条件である。この条件におけるAustinの例は、ある人が「私はあなたと6ペンスの賭けをする」と言ったとしても聞き手が「よし、乗った」と応答しなければ行為は完遂されないというような、発話者の発話とは別の要因が障害となって行為が遂行されない例であった。普遍的指令の場合においては、この条件は必要にならない。というのも、普遍的指令は相手の応答とは関係なしに遂行可能であるためである。相手が指令どおりに振舞うかどうかは発語内行為としての指令とは独立の問題である。Hareによると、Stevensonの情動主義における道徳言明が相手を説得して特定の振る舞いをさせるもの（getting him to do）であるのに対して、指令主義の主張はあくまで「何がよいか」について教えるものである（telling someone to do）¹²。そのため、相手の応答とは独立に普遍的指令を遂行することは可能である。以上のことから、普遍的指令の適切性条件として、Austin

の挙げる(B.2)に対応する条件は不要であるといえる。

(Γ.1)は誠実さに関する条件である。本当はよいと思っていないのに「募金をするのはよい」と言う場合、この発話は、Austinの言葉を借りれば「うわべだけの」、Hareの言葉を借りるならば「引用符付き」あるいは「慣用表現」のものとなる¹³。この場合、その発話は聞き手に社会的事実としての情報、例えば、募金をすることは、「人びとが一般に認めている基準に従うために要求されている¹⁴」という社会的事実の言明を与えることはあるが、発話者自身はその判断に与しておらず、その対象を本気で指令しているわけではない。そのため、この発話は評価的意味としての指令を欠いたものとなる。

(Γ.2)は、後続行為についての条件である。Austinによるこの条件への違反として、「歓迎する」と言いながらその発話の後に続く行為が聞き手をぞんざいに扱うものであるケースを挙げていた。この条件を普遍的指令の場合に当てはめた場合、後続行為は次の二種類、①判断と②振る舞いに分けて考えられる。

①は、普遍化可能性に関する。もし記述的性質 p を持つために「 x はよい」と判断したにもかかわらず、記述的性質 p を持つ y に対しては「 y はよくない」と言うのであれば、その人は「よい」という語の意味を知らないか、誠実に判断したわけではないと見なされるため、その発話が普遍的指令を遂行することはない。

②は、動機づけの内在主義に関する。つまり、「募金をするべきだ」という判断をした場合にはその発話の後続行為として実際に募金をするよう動機づけられなければならないというものである。もしも「募金をするべきだ」と述べながら実際には募金をするように動機づけられないのであれば、①への違反と同様、発話者は「よい」や「べき」という語を理解していないか、誠実に発話したわけではないとみなされる。(Γ.2)*をまとめると、ある道徳判断を発話した場合、①それに後続する判断は最初の判断と矛盾したものであってはならず、②それに後続する振る舞いは下された判断に沿って動機づけられたものでなければならない、というものになる。

以上に、Austinの議論を基にして普遍的指令を適切に遂行するために必要なことがらを提示した。Austinの提示した条件では、単なる指令の適切性は説明可能であるかもしれないが、指令主義における普遍的指令の適切性を説明するには不十分であった。本稿で挙げた(A.1)*から(Γ.2)*は、指令主義における道徳的発話の三つの特徴を押さえている（普遍化可能性は(Γ.2)*の①、動機づけの内在主義は(Γ.2)*の②、道徳原理の参照については(A.1)*で説明できる）点で、普遍的指令が適切に遂行されるための尺度を提供できる。

(4) 今後の展望

本稿では、道徳的発話の評価的意味にあたる普遍的指令を適切に遂行するために必要なことがらを提示した。Hare (1997)は、一方で、道徳的言明の真理適合性を認めており、記述的意味がその真理条件であると述べている¹⁵。彼によれば、記述的意味によって記述されている事実が存在する場合には、その道徳的言明は真、そうでない場合には偽となる。彼の挙げている例は次の通りである。すなわち、優しく、寛容で、トランプでずるをしない人物 A に対する「A はよい人だ」という発話の記述的意味は、「優しく、寛容で、トランプでずるをしない」ことである。この発話が真となるのは、この発話の記述的意味（すなわち真理条件）を満たす場合となるので、実際に A が優しく、寛容で、トランプでずるをしないとき、かつそのときに限る、というものである¹⁶。

この記述を踏まえると、指令主義における道徳的発話の評価するには、一方で評価的意味における適切性を、他方で記述的意味に関係する真理を検討する必要がある。それでは、これら二つの評価尺度はそれぞれ完全に独立したものなのか。普遍的指令を適切に遂行するには真理は必要ではないのか。今後は、指令主義における適切性と真理の関係を検討する必要がある。

注

1. Hare 1997 pp.15-6
2. Austin 1962 p.3=2021 p.17
3. Ibid pp.18-9=2021 p.40
4. Ibid pp.18-20=2021 pp.40-1
5. 児玉 2022 pp.184-5
6. Hare 1963 p.15=1982 p.31
7. Hare 1961 p.162=2003 pp.214-5
8. Ibid p.78=2003 p.104
9. Ibid pp.146-7=2003 pp.193-4
10. Ibid pp.80-1=2003 p.108
11. Hare によれば、記述的意味はよさの判定基準や情報を与えるという、「よい」という語の仕事の半分を担っている（この語のもう半分の仕事は指令である）。しかし、この記述的意味が不明確な場合、その語は、その記述的意味が明らかになるまでは無意味になる (ibid pp.116-7 =2003 pp.153-4)。

12. Ibid p.13=2003 pp.17-8
13. Austin 1962 p.16=2021 p.37, Hare 1961 pp.124-5=2003 pp.163-6
14. Hare 1961 p.167=2003 p.221
15. Hare 1997 p.52
16. Ibid pp.52-3

(5) 参考文献

- 児玉聡(2022)「第9章 反実在論・非認知主義」:『入門・倫理学』、赤林朗・児玉聡編、勁草書房、pp.177-193
- Austin, J.L. (1962) *How to do things with words*, Oxford University Press
(飯野勝己訳、『言語と行為 いかにして言葉でものごとを行うか』、講談社、2021)
- Hare, R.M. (1961) *The Language of Morals*, Oxford University Press (小泉仰・大久保正健訳、『道徳の言語』、勁草書房、2003)
- (1963) *Freedom and Reason*, Oxford At The Clarendon Press
(山内友三郎訳、『自由と理性』、理想社、1982)
- (1970) “Meaning and Speech Acts”, *The Philosophical Review*, Vol.79, No.1, Duke University Press, pp.3-24
- (1997) *Sorting Out Ethics*, Clarendon Press・Oxford
- Stevenson, C.L. (1944) *Ethics and Language*, Yale University Press (島田四郎訳、『倫理と言語』、内田老鶴圃、1990)

(北海道大学)